

I. 介護保険の給付対象となる費用

1) 介護保険施設サービス費

① 従来型個室

	国が定める 1日あたりの利用料金 (介護保険施設サービス費 I-i)	国が定める負担割合に応じた 1日あたりの利用者負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	7,010円	701円	1,402円	2,103円
要介護2	7,460円	746円	1,492円	2,238円
要介護3	8,080円	808円	1,616円	2,424円
要介護4	8,600円	860円	1,720円	2,580円
要介護5	9,110円	911円	1,822円	2,733円

② 多床室(2人室・4人室)

	国が定める 1日あたりの利用料金 (介護保険施設サービス費 I-iii)	国が定める負担割合に応じた 1日あたりの利用者負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	7,750円	775円	1,550円	2,325円
要介護2	8,230円	823円	1,646円	2,469円
要介護3	8,840円	884円	1,768円	2,652円
要介護4	9,350円	935円	1,870円	2,805円
要介護5	9,890円	989円	1,978円	2,967円

※1. 介護保険施設サービス費には、日常のお薬 と オムツ の費用が含まれています。

2) 主な加算(国が定める負担割合に応じた、1日あたりのご利用料金)

※2. 職員の配置やご入所者の状況等に応じて、該当する加算を算定する場合があります。

	国が定める料金	1割負担	2割負担	3割負担
初期加算	300円	30円	60円	90円
サービス提供体制強化加算(I-I)	180円	18円	36円	54円
認知症行動・心理症状緊急対応加算	2,000円	200円	400円	600円
外泊時費用	3,620円	362円	724円	1,086円
療養食加算(1食あたり)	60円	6円	12円	18円
緊急時施設療養費				
緊急時治療管理	5,110円	511円	1,022円	1,533円
特定治療 ※3. 医科診療報酬点数 × 10円		※3. で算出した額	※3. で算出した額の2倍	※3. で算出した額の3倍
ターミナルケア加算(当日)	16,500円	1,650円	3,300円	4,950円
ターミナルケア加算(前日・前々日)	8,200円	820円	1,640円	2,460円
ターミナルケア加算(その前の27日間)	1,600円	160円	320円	480円

3) その他の加算(国が定める負担割合に応じた、1日あたりのご利用料金)

	1割負担	2割負担	3割負担
介護職員処遇改善加算			
※4. 介護保険施設サービス費に各種加算を合算した、 当月分介護報酬の総額 × 1.6%の額	※4.	※4. で算出した額の2倍の額	※4. で算出した額の3倍の額

## II. 介護保険の給付対象外の費用

### 1) 利用者負担段階に応じた、1日あたりの利用料金

利用者負担段階	食費	居住費	
		従来型個室	多床室
第4段階	1,600円	1,730円	480円
第3段階	650円	1,310円	370円
第2段階	390円	490円	370円
第1段階	300円	490円	0円

軽減を受けられるのは、次の3つのいずれにも該当する方です。

- (1) 本人及び同一世帯の方全てが住民税非課税者であること
- (2) 本人の配偶者（別世帯も含む）が住民税非課税者であること
- (3) 預貯金等の合計額が、単身者は1,000万円以下、配偶者がいる場合は両方で2,000万円以下であること

第4段階	老齢福祉年金受給者の方 ・ 生活保護を受給されている方
第3段階	本人の課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額の合計額が年額80万円を超える方
第2段階	本人の課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額の合計額が年額80万円以下の方
第1段階	住民税課税世帯の方

### 2) 全てのご入所者に共通の費用

日用品・教養娯楽費（全ての利用者負担段階に共通）	310円
--------------------------	------

### 3) ご希望の方の利用料

特別な室料：個室及び2人室をご利用の場合、1日あたりの料金	385円
理容代：1回あたりの料金（毎月第2・第4月曜日）	2,300円
電気代：テレビやラジカセなど、コンセントを電源とする機器、1台あたり、1日の料金	40円

## III. 高額介護サービス費

当月1か月間の介護保険利用者負担分（国が定める負担割合1割～3割の対象額）の合計が利用者負担の上限を超えた場合、超えた分が払い戻されます。

区 分	負担の上限（月額）
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400円（世帯）
世帯のどなたかが市区町村民税を課税されている方	44,400円（世帯）
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600円（世帯）
前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が、年間80万円以下の方等	24,600円（世帯）
	15,000円（個人）
生活保護を需給している方等	15,000円（個人）